



「志賀高原」

TAINS だより秋号をお届けします。

昨年からの新型コロナウイルスの感染拡大に伴い予定されていた研修会の実施も従来の形では実施できず、皆様方の前でTAINSをPRする機会がなく、会員増強を旗印とする事業部としたしましては、困難に立ち向かわなければならぬ状況が続いております。そんな中、ワクチン接種等少し希望の光も見えてまいりました。

研修については新たな研修講師をお迎えし、さらなる会員増強活動を行っていきたくと考えております。

会員の皆様には、今後もより一層 TAINS6.1 をご愛顧下さるようお願いすると共に、まだご加入されていない先生方に置かれましては、ご加入をご検討のほどお願い申し上げます。

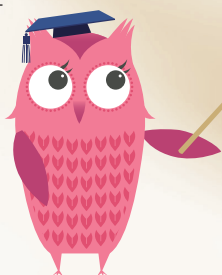
一般社団法人 日税連税法データベース  
上田 健一

## Contents / 目次

2021秋号  
VOL27 No.228

- 新会長の挨拶 \_\_\_\_\_ 2  
日税連税法データベース 会長
- 新役員の紹介 \_\_\_\_\_ 3
- 特別寄稿 地方団体独自の租税 \_\_\_\_\_ 4  
(法定外税・超過課税)の現状  
香川大学法学部教授・税理士 青木 丈
- メールニュース (2021年7月～2021年9月収録) \_\_\_\_\_ 13
- DB収録情報、会員数 \_\_\_\_\_ 20

タインズ博士



TAINS キャラクターズ



しょー君  
(消費税担当)



もろ君  
(諸税担当)



ちーちゃん  
(地方税担当)



あいちゃん  
(相続税担当)



ほう君  
(法人税担当)



ところ君  
(所得税担当)

## ご挨拶



一般社団法人 日税連税法データベース  
会長 清田 明弘

去る9月28日開催の一般社団法人日税連税法データベース第11回定時社員総会で役員改選が行われ、新しい理事及び監事が決まり、翌29日の臨時理事会で代表理事(会長)に選任されました清田でございます。当社団は、税理士がつくる税理士のためのデータベース「TAINS」を運営しています。前西村会長の作られた基本路線を引き継ぐとともに、昨年10周年を迎えたTAINSに新しい風を吹き込むべく努力して参りたいと思います。

TAINSは初代の池田会長、二代目の高田会長、そして西村前会長と日税連との協調関係を維持されてこれ、そしてこの協調関係を元に様々な施策を実施されました。日税連とのこの協調関係をより強固なものとし対応して参りたいと思っております。

ご存じのとおりTAINSは税理士の実務に非常に有用なものであると同時に大学、大学院での研究分野等への貢献も大きいものがあります。他の追従を許すことなく、税法データベースとして今まで以上の有益な資料を集めていかなければならないと気を引き締めているところです。

さて、喫緊の課題であります会員増強ですが、今後は会長自ら各单位会はもとより各支部の定例会にも訪問させていただき最新のTAINSを紹介し会員になっていただくことを考えて居ります。コロナ禍で思うような動きは出来かねますが、事情が許す限り機が熟せば積極的に動きたいと思っております。また、外部会員の獲得のために全国の大学、大学院へのアプローチもしっかりやっています。

一方、継続して会員になっていただいている皆様方には会費に見合うようなより使い勝手の良いもの、より最新のもの、を目指さなければなりません。その為の努力を惜しまず活動していきます。将来的にはAIを活用するべく検討もしていかなければなりません。それには現在の陣容をより充実させることが必要になってまいります。早急に対応して参りたいと考えております。

この様に、日税連との連携を強化し、より良い、より対応力のあるTAINSにしていきたいと思っておりますので、会員皆様方の変わらぬご支援ご協力を役員、委員、職員等共々お願い申し上げます。

## 新 役 員 の 紹 介

役員任期満了に伴う改選が行われ、9月28日に開催された第11回定時社員総会、翌29日に開催された第1回臨時理事会において、次のとおり31名の新役員が選任された。

会 長	清 田 明 弘	(四国会)	
副 会 長	東 秀 優	(南九州会)	
	高 橋 俊 行	(千葉県会)	
	酒 井 啓 司	(四国会)	
	大久保 道 男	(名古屋会)	
	高 橋 誠	(中国会)	
専務理事	蓮 間 好 一	(北陸会)	
	池 田 直 樹	(近畿会)	
常務理事	土 屋 巧	(東海会)	
	清 水 一 男	(東京地方会)	
	上 田 健 一	(北海道会)	
	小 林 英 樹	(九州北部会)	
	水 庭 清 隆	(関東信越会)	
	岡 崎 拓 郎	(名古屋会)	
	平 井 貴 昭	(東京会)	
	谷 本 たまみ	(南九州会)	
	理 事	真 砂 美 穂	(東京会)
		大 森 行 雄	(東京地方会)
鈴 木 恭 浩		(千葉県会)	
坂 井 昭 彦		(近畿会)	
樋 爪 昌 之		(北海道会)	
薬師山 正 人		(東北会)	
小 松 佳 史		(名古屋会)	
高 林 良 樹		(東海会)	
岡 崎 克 郎		(北陸会)	
西 宏 昌		(中国会)	
大 西 央 哲		(四国会)	
寄 山 智 成		(南九州会)	
山 元 勝 成		(沖縄会)	
監 事		片 山 泰 宏	(東海会)
		渡 邊 文 雄	(東京会)

## 地方団体独自の租税 (法定外税・超過課税)の現状

香川大学法学部教授・税理士 青木 丈

### はじめに

「宮島訪問税」という租税をご存じだろうか。これは、厳島神社で有名な宮島へ訪問する観光客に対して、広島県廿日市市が課すことになる法定外税であり、2023年度中の施行が予定されている新しい租税である。

このような法定外税は、文字どおり地方税法に規定されていない税目であり、地方団体<sup>1</sup>が独自に条例によって制定するものである。また、地方団体が独自に定める租税として、法定外税と似た性格を有する超過課税というものもある。

昨今のコロナ禍によって地方財政は大きな打撃を受けており、その健全化のための一つのツールとして、今後、法定外税や超過課税（以下、これを併せて「法定外税等」という。）といった地方団体独自の租税の創設が注目されていくかもしれない。

TAINS のユーザーは全国各地におられるが、地元でない地域の法定外税等については、あまりご存じないのではなかろうか。

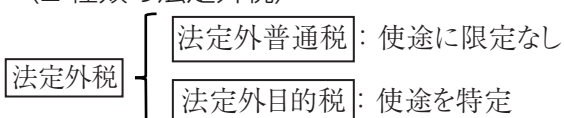
そこで本稿では、地方団体独自の租税としての法定外税等の意義と実施状況を俯瞰的に確認したうえで、実際に導入されている個別事例を検証してみよう。

### 1 法定外税の意義と実施状況

#### (1) 法定外税の意義

「法定外税」とは、住民税や固定資産税といった地方税法に定められている税目<sup>2</sup>以外で、地方団体がその条例により独自に新設することができる税目のことをいう（地税4条3項・6項、5条3項・7項等）。法定外税には、税収について用途が限定されていない「法定外普通税」と、特定の用途にのみ税収を充てることができる「法定外目的税」の2種類がある。

#### 〈2種類の法定外税〉



わが国における法定外税の歴史は古く、まず1940年に許可制による法定外独立税が創設されている。その後、1950年に現行の地方税法が公布され（昭和25年法律第226号）、そこで許可制による法定外普通税が導入された。そして、2000年のいわゆる地方分権一括法<sup>3</sup>による地方税法の改正によって、法定外普通税の許可制が同意を要する協議制に改められるとともに、新たに法定外目的税が創設された。また、2004年度税制改正により、既存の法定外税について、税率の引下げ、廃止、課税期間の短縮を行う場合には総務大臣への協議・同意の手続が不要となったほか、特定の納税義務者に係る税収割合が高い場合には、条例制定前に議会でその意見を聴取する制度が創設された。

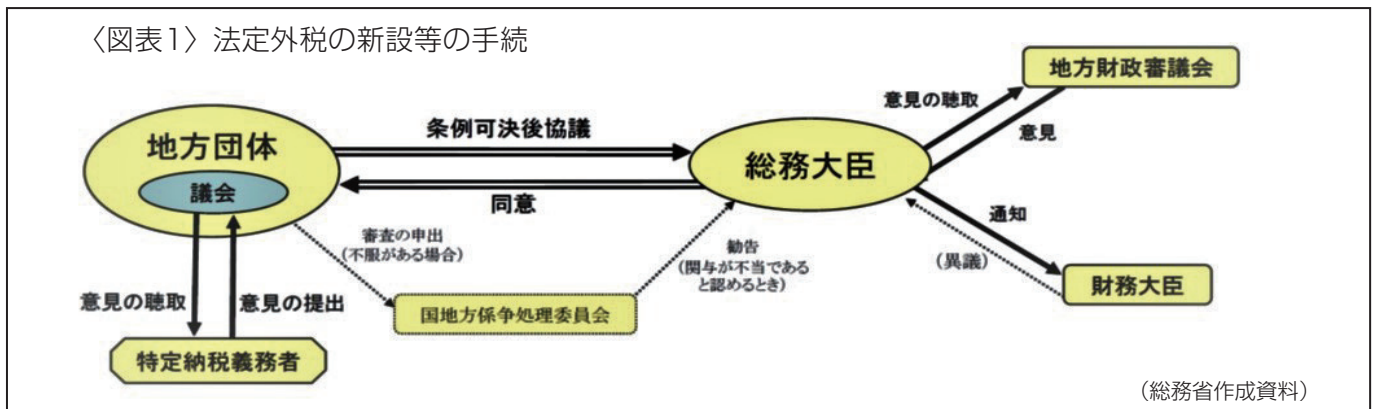
法定外税は、課税の対象が制限されており、次に掲げるものに対しては課せないこととされている（地税262条・672条・733条の2、地税令45条の2の2・54条の59・56条の92）。

#### 〈法定外税の非課税の範囲〉

- ① その地方団体の区域外に所在する土地、家屋、物件及びこれらから生ずる収入
- ② その地方団体の区域外に所在する事務所・事業所において行われる事業及びこれらから生ずる収入
- ③ 公務上・業務上の事由による負傷・疾病に基因して受ける労働基準法・船員法の規定によって給付を受ける災害補償

法定外税の新設等の手続は、図表1のとおりである。すなわち、まず、地方団体が法定外税の新設・変更（税率の引下げ、廃止、課税期間の短縮を行う場合の変更を除く。）をしようとする場合においては、あらかじめ、総務大臣と協議し、その同意を得なければならない（地税259条1項・669条1項・731条2項、地税令45条の2・54条の58・56条の91）。なお、総務大臣は、地方団体からこの協議の申出を受けた場合には、その旨を財務大臣に通知しなければならない、財務

〈図表1〉法定外税の新設等の手続



(総務省作成資料)

大臣は、その通知の内容に異議があるときは、総務大臣に対してその旨を申し出ることができることとされている（地稅 260 条，670 条，732 条）。

この総務大臣の「同意」については、次のいずれかに該当すると認める場合を除き、総務大臣はこれに同意しなければならないこととされている（地稅 261 条，671 条，733 条）。なお、総務大臣は、この同意について地方財政審議会の意見を聴かなければならないこととされている（地稅 260 条の 2，670 条の 2，732 条の 2）。

〈総務大臣が同意しない場合の事由〉

- ① 国稅又は他の地方稅と課稅標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること
- ② 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること
- ③ ①及び②のほか、国の經濟施策に照らして適當でないこと

これらの事由に該当するとして総務大臣が同意しない場合において、そのことに不服があるときには、地方団体は国地方係争処理委員会に対して審査の申出をすることができ（自治 250 条の 13）、その結果になお不服があるときには高等裁判所に不同意の取消しを求めることができることとされている（自治 251 条の 5）。これに関して、横浜市が 2000 年に導入を試みた勝馬投票券發售稅について、総務大臣が「JRA の競馬事業に課稅することは、国の經濟施策に照らして適當でない」として同意しなかったため、同市が国地方係争処理委員会に審査の申出をした結果、再協議の勧告がなされた事例がある<sup>4</sup>。

また、地方団体は、特定納稅義務者がある場合には、條例制定前に議会でその意見を聴取するものとされている。ここで「特定納稅義務者」とは、法定外稅の納稅額が、全納稅者の納稅額總額の 1 割を継続的に超えると見込まれる者として、次の 2 つの要件をどちらも満たすと見込まれる者をいう（地稅 259 条 2

項・669 条 2 項・731 条 3 項，地稅則 9 条の 18・16 条の 30・24 条の 38）。

〈特定納稅義務者に該当する要件〉

- ① 條例施行後 5 年間の合計で、その納稅義務者に係る納稅額が、その法定外稅の納稅額總額の 1 割を超える見込みがあること
- ② その納稅義務者に係る納稅額が、その法定外稅の納稅額總額の 1 割を超える年が、條例施行後 5 年間のうち 3 年以上あると見込まれること

(2) 法定外稅の実施狀況

次に、現在の法定外稅の実施狀況を俯瞰的に確認しておこう。2021 年 4 月現在の法定外稅の実施狀況は、図表 2 のとおりである。

このうち、産業廢棄物稅等（\*1）については、「産業廢棄物處理稅」（岡山県）、「産業廢棄物埋立稅」（広島県）、「産業廢棄物処分場稅」（鳥取県）、「産業廢棄物減量稅」（鳥根県）、「循環資源利用促進稅」（北海道）など、実施団体により名称に差異があるが、最終処分場等への産業廢棄物の搬入を課稅客体とすることに着目して課稅するものがまとめてここに掲載されている。次に環境協力稅等（\*2）については、「環境協力稅」（伊是名村，伊平屋村及び渡嘉敷村（いずれも沖繩県））、「美ら島稅」（座間味村（同））と実施団体により名称に差異があるが、その区域への入域を課稅客体とするものがまとめてここに掲載されている。また、柏崎市（新潟県）の使用済核燃料稅（\*3）は、2020 年 10 月 1 日から法定外普通稅として施行されているため、2021 年 4 月現在の件数は法定外普通稅として計上され、2019 年度決算額は法定外目的稅として計上されている。なお、福岡県、福岡市及び北九州市の宿泊稅はいずれも 2020 年 4 月 1 日施行であり、2019 年度の決算額がないため含まれていない（\*4）。計が一致しないのは、端数處理のためである。

図表2では、一見、多種多様な法定外税が実施されているようにも見えるが、実際は、これらの法定外税のほとんどが環境保全関連である。すなわち、ここに掲げた様々な法定外税のうち、核燃料税、核燃料等取扱税、核燃料物質等取扱税、砂利採取税、歴史と文化の環境税及び使用済核燃料税（以上、法定外普通税）並びに産業廃棄物税等、乗鞍環境保全税、遊漁税、環境未来税、使用済燃料税、環境協力税等及び開発事業等緑化負担税（以上、法定外目的税）が、環境保全関連の租税（地方環境税）として整理することが

できるのである<sup>5</sup>。これらの環境保全関連に属さない法定外税は、石油価格調整税、別荘等所有税、狭小住戸集合住宅税、空港連絡橋利用税及び宿泊税の5つのみである。そして、税収においても環境保全関連の法定外税が、全体の8割以上（約83%）を占めている。一方、税収全体の2割にも満たない環境保全関連以外の法定外税のうち、8割近く（約79%）を宿泊税が占めている（図表3）。このように、全国の地方団体による法定外税の実施状況としては、税目・税収のいずれにおいても環境保全関連がその大

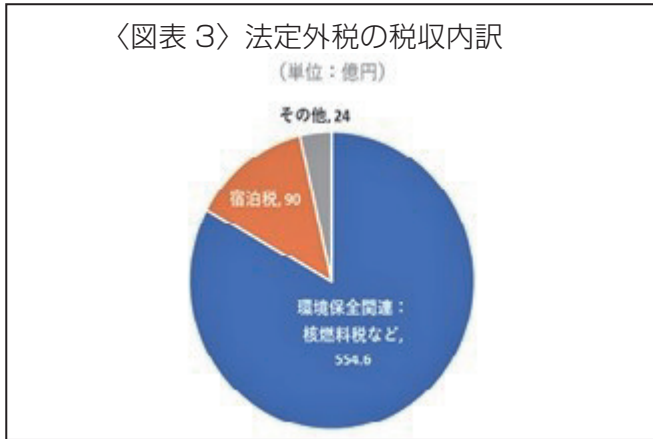
〈図表2〉法定外税の状況

		実施団体		2019年度 決算額 [億円]
法定外普通税	都道府県	石油価格調整税	沖縄県	10
		核燃料税	福井県、愛媛県、佐賀県、島根県、静岡県、鹿児島県、宮城県、新潟県、北海道、石川県	247
		核燃料等取扱税	茨城県	12
		核燃料物質等取扱税	青森県	194
		計	13件	464
	市区町村	別荘等所有税	熱海市（静岡県）	5
		砂利採取税	山北町（神奈川県）	0.1
		歴史と文化の環境税	太宰府市（福岡県）	1
		使用済核燃料税	薩摩川内市（鹿児島県）、伊方町（愛媛県）、柏崎市（新潟県）(*3)	8
		狭小住戸集合住宅税	豊島区（東京都）	5
		空港連絡橋利用税	泉佐野市（大阪府）	4
	計	8件	23	
	【合計】	21件	487	
法定外目的税	都道府県	産業廃棄物税等(*1)	三重県、鳥取県、岡山県、広島県、青森県、岩手県、秋田県、滋賀県、奈良県、新潟県、山口県、宮城県、京都府、島根県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、鹿児島県、宮崎県、熊本県、福島県、愛知県、沖縄県、北海道、山形県、愛媛県	73
		宿泊税	東京都、大阪府、福岡県	39 (*4)
		乗鞍環境保全税	岐阜県	0.1
		計	31件	113
	市区町村	遊漁税	富士河口湖町（山梨県）	0.1
		環境未来税	北九州市（福岡県）	8
		使用済核燃料税	柏崎市（新潟県）R2.9.30失効(*3)、玄海町（佐賀県）	10
		環境協力税等(*2)	伊是名村（沖縄県）、伊平屋村（沖縄県）、渡嘉敷村（沖縄県）、座間味村（沖縄県）	0.3
		開発事業等緑化負担税	箕面市（大阪府）	1
		宿泊税	京都市（京都府）、金沢市（石川県）、倶知安町（北海道）、福岡市（福岡県）、北九州市（福岡県）	51 (*4)
	計	13件	70	
	【合計】	44件	183	

（総務省ウェブサイト「法定外税の状況（令和3年4月1日現在）」を基に作成）

宗を占めており、環境保全関連以外では宿泊税のインパクトが大きいということである。

また、2019 年度決算額における法定外税全体の税収は 670 億円であり、これが地方税収額に占める割合はわずか 0.16%に過ぎない。



## 2 法定外税の事例検証

ここでは、これまで見てきた法定外税の内容を個別具体的に検証してみよう。なお、以下で示す個別の法定外税の税収は、特に断りのない限り、2019 年度決算額によるものであり、図表 2 に掲げた税収のほか、総務省のウェブサイトに掲載されている「法定外税の実施状況（令和 2 年度）」から抽出した。

### (1) 原子力関係（核燃料税等）

様々な法定外税の中で、税収が最も大きいのは、核燃料税や核燃料等取扱税といった原子力関係のもの（以下「核燃料税等」という。）である。この核燃料税等は、福井県（1976 年施行）を皮切りに、現在 12 道県と 4 市町で導入されている。その税収の合計は 471 億円であり、法定外税全体の税収の 7 割を占めている。

核燃料税等の課税対象は、以下の 4 つに区分することができる。

#### 〈核燃料税等の課税対象〉

- ① 原子炉の運転等
- ② 使用済核燃料等
- ③ 原子炉の設置
- ④ 核燃料の製造

このうち①については、具体的には原子炉に挿入した核燃料の価額が課税標準であるが、運転停止による税収減を回避するため、更新時の原子炉の熱出力についても課税標準とされている（宮城県を除く）。また、

②についての課税対象は、原子炉施設における使用済核燃料の貯蔵、保管等である。

福井県など 10 道県が実施している核燃料税（税収合計 247 億円）の課税対象は、①のみ、あるいは①及び②である。また、薩摩川内市（鹿児島県）など 4 市町で実施されている使用済核燃料税（税収合計 18 億円）の課税対象は、②である。そして、核燃料税及び使用済核燃料税の納税義務者は、発電用原子炉の設置者である。

このように核燃料税及び使用済核燃料税の課税対象は、要は原子炉の設置とすることができる。これに対して、茨城県が実施している核燃料等取扱税（税収 12 億円）及び青森県が実施している核燃料物質等取扱税（税収 194 億円）では、原子炉の設置のほか、再処理施設や保管施設等も課税対象となる。

すなわち、まず核燃料等取扱税の具体的な課税対象は、①原子炉への核燃料の挿入、②使用済燃料の受入れ・保管、高放射性廃液の保管、ガラス固化体の保管、プルトニウムの保管、放射性廃棄物の発生及び放射性廃棄物の保管並びに③原子炉の設置である（①～③は上記枠内の番号と対応している。以下同じ。）。また、その納税義務者は、原子炉設置者、再処理事業者及び原子力事業者である。

次に核燃料物質等取扱税の課税対象は、①原子炉への核燃料の挿入、②使用済燃料の受入れ、使用済燃料の貯蔵、廃棄物の埋設及び廃棄物の管理、③原子炉の設置並びに④ウランの濃縮である。

以上見た核燃料税等は、玄海町（佐賀県）の使用済核燃料税のみが法定外目的税であり、その余の全てが法定外普通税である（前述のように、柏崎市（新潟県）の使用済核燃料税は、かつては法定外目的税であったが、2020 年 10 月から法定外普通税に移行している。）。これは、原発への課税は主権者である住民や議会の理解が得られやすく、用途を限定して主権者の理解を求めずともないので、用途が広い法定外普通税がひろく採用されているということであろう。

### (2) 産業廃棄物税等

法定外税の中で実施団体の数が最も多いのは、産業廃棄物税等であり、三重県（2001 年施行）を皮切りに、現在 27 道府県で導入されている（税収合計 73 億円）。その名称は、多くの実施団体で「産業廃棄物税」が用いられているが、前述のように、「産業廃棄物処理税」（岡山県）など異なる名称が用い

られている場合もある。また、市町村で唯一、北九州市（福岡県）が実施している環境未来税（税込 8 億円）も産業廃棄物税等と同様の性格を有している（以下、この環境未来税も含めて「産業廃棄物税等」という。）。

この産業廃棄物税等は、産業廃棄物の発生・排出を抑制し、再生利用その他適正処理に関する施策に要する費用へ充当することを課税の目的とする法定外目的税である。税込の用途は、多くの実施団体で基金化しており、この目的実現のための費用に充てられている。また、その課税対象は、中間処理施設や最終処分場への産廃搬入である。主な納税義務者は産業廃棄物の排出事業者や中間処理業者であり、税率は、多くの実施団体で、最終処分量 1t あたり 1,000 円を課税している。

近年、日本の産業廃棄物の排出量は減少傾向にあるが、現状では半数近くの都道府県が課税していないこともあり、税込と排出量の関係は不透明である。そのため、今後、焼却量、リサイクル量や最終処分量に関するデータを地方団体ごとに整備・検討し、税の効果を定量的に評価していくことが必要であると考えられている<sup>6</sup>。

### (3) 宿泊税

先に見た核燃料税等に次いで税込が大きい法定外税が、宿泊税である（税込合計 90 億円）。宿泊税は、東京都（2002 年施行）を皮切りに、3 都府県（大阪府（2017 年施行）、福岡県（2020 年施行））と 5 市町（京都市（2018 年施行）、金沢市（石川県、2019 年施行）、倶知安町（北海道、2019 年施行）、福岡市（2020 年施行）、北九州市（福岡県、2020 年施行））で導入されており、また、その他のいくつかの地方団体においても導入に向けて検討が進められているという、近年注目を集めている法定外税である。なお、福岡市及び北九州市では、県と市で二重に課税されていることになるが、これに調整が図られていることについては後述する。

宿泊税は、実施している全ての地方団体において、法定外目的税とされており、その税込の用途は、それぞれの地域の魅力向上や観光の振興を図る施策に要する費用に充てられている。

宿泊税の課税対象は対象地域にあるホテルや旅館などの宿泊施設への宿泊であり、その徴収方法は特別徴収である。なお、いわゆる民泊（旅館業法が規

定する旅館・ホテル営業の許可を受けていない宿泊施設）については、早い段階で最初に宿泊税を導入した東京都では課税対象とされていないが、他の実施団体は全て民泊も課税対象としている。

宿泊税の税率は、実施団体によって異なっている。まず、東京都（税込 27 億 8 百万円）の税率は、1 人 1 泊の宿泊料金について図表 4 のとおりである。なお、東京都では、最近、東京オリンピック・パラリンピックの開催に伴い、宿泊税の課税が停止されていた（停止期間は、2020 年 7 月 1 日～2021 年 9 月 30 日）。

〈図表 4〉 東京都の宿泊税率

宿泊料金	税額
1万円未満	非課税
1万円以上1万5千円未満	100円
1万5千円以上	200円

次に大阪府（税込 12 億 3 千 7 百万円）の税率は、図表 5 のとおりであり、東京都よりも課税対象が広く、最高税率も高く設定されている。

〈図表 5〉 大阪府の宿泊税率

宿泊料金	税額
7千円未満	非課税
7千円以上1万5千円未満	100円
1万5千円以上2万円未満	200円
2万円以上	300円

京都市（税込 42 億 1 百万円）の税率は、図表 6 のとおりであり、東京都や大阪府と異なり非課税枠が設定されておらず、税率も高い。宿泊料金の 5 万円以上という設定は、高級旅館を擁する京都市ならではのものといえよう。一方で、修学旅行その他学校行事に参加する者及びその引率者は課税免除とされており、これも京都市ならではのものである。

〈図表 6〉 京都市の宿泊税率

宿泊料金	税額
2万円未満	200円
2万円以上5万円未満	500円
5万円以上	1,000円

金沢市（税込 7 億 6 千 9 百万円）の税率は、図表 7 のとおりであり、京都市と同様に非課税枠は設定されていない。

〈図表7〉金沢市の宿泊税率

宿泊料金	税額
2万円未満	200円
2万円以上	500円

一方、倶知安町(税収1億7千6百万円)の税率は、宿泊料金の2%とされている。このような定率制の宿泊税は、倶知安町が全国で初めて導入したものであり、現在においても同町のみで採用されている。

また、福岡県(税収15億円(平年度見込額))並びに同県内の福岡市(税収18億2千万円(同))及び北九州市(税収3億円(同))においては、前述のようにそれぞれにおいて宿泊税が実施されていることから、県と市による二重課税への調整措置が講じられており、やや複雑な税率構造となっている(図表8)。

〈図表8〉福岡県内の宿泊税率

宿泊料金	税額
2万円未満(福岡市)	200円(県50円/市150円)
2万円以上(福岡市)	500円(県50円/市450円)
一律(北九州市)	200円(県50円/市150円)
一律(上記以外の市町村)	200円(県200円)

#### (4) 石油価格調整税

石油価格調整税は、沖縄県のみで実施されている法定外普通税である。その税収は10億円であり、単一の地方団体ベースで見れば、先に見た宿泊税のそれにほぼ匹敵するといえる。

もっとも、この石油価格調整税は、沖縄県しか実施することができない特殊な性格を有する法定外税である。すなわち、まず、石油価格調整税は、離島地域における石油製品の価格の安定と円滑な供給を図ることを目的として実施されているもので、沖縄返還があった1972年から施行されている。そして、沖縄県内で消費される揮発油(=ガソリン)については、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律80条1項3号により揮発油税及び地方揮発油税(以下「揮発油税等」という。)の軽減措置が講じられているのである。この軽減措置によって沖縄県の揮発油税等は本土よりも1ℓあたり7円減税されているのだが、石油価格調整税として1.5円徴収されるので、沖縄県内の実質的な減税額は、(7円-1.5円=)5.5円になっているというわけである。

#### (5) その他の法定外税

ここでは、これまで見てきたもの以外の法定外税の内容を個別に確認していこう。ここで見る法定外税は、これまで見たものと比べて税収は少ないが、それぞれの地域の環境にあわせた独自性を有しているという特徴がある。なお、前述のように、以下で見る法定外税のうち①～⑥は、環境保全関連の租税(地方環境税)として整理することができる。

##### ①乗鞍環境保全税

まず、岐阜県が実施している乗鞍環境保全税(2003年施行、税収1千百万円)は、これまで見てきた核燃料税等、産業廃棄物税等、宿泊税及び石油価格調整税のいずれでもない法定外税の中で唯一、都道府県が実施しているものである。

乗鞍環境保全税は、文字どおり乗鞍地域の環境保全施策を実施することを目的とする法定外目的税であり、税収の用途は、環境影響評価調査や環境パトロール員設置等の費用に充てられている。その納税義務者は乗鞍鶴ヶ池駐車場へ入り込む自動車を運転する者であり、税率は以下のとおりである(原則として特別徴収)。

##### 〈乗鞍環境保全税の税率〉

○乗車定員が30人以上の自動車

・一般乗合用バス以外…3,000円/回

・一般乗合用バス…2,000円/回

○乗車定員が11人以上29人以下の自動車

…1,500円/回

○乗車定員が10人以下の自動車…300円/回

##### ②砂利採取税

神奈川県山北町が実施している砂利採取税(1982年施行、税収6百万円)は、砂利採取に起因する交通事情の悪化等に対応する諸施策を講ずるため、砂利採取業者(=納税義務者)に応分の負担を求めようとする法定外普通税である。その課税標準は岩石・砂利の採取量であり、税率は岩石:10円/m<sup>3</sup>、砂利:15円/m<sup>3</sup>である(申告納付)。

##### ③歴史と文化の環境税

福岡県太宰府市が実施している歴史と文化の環境税(2003年施行、税収7千9百万円)は、市固有の歴史的文化遺産及び観光資源等の保全と整備を図り、環境にやさしいまちを創造するため、同市内にある一時有料駐車場の利用者(=納税義務者)に一定の負担を求める法定外普通税である。その税率は、以下のとおりである(特別徴収)。

〈歴史と文化の環境税の税率〉 駐車行為 1 回につき

○二輪車（自転車を除く）…50 円

○乗車定員 10 人以下の自動車…100 円

○乗車定員 10 人超 29 人以下の自動車…300 円

○乗車定員 29 人超の自動車…500 円

#### ④遊漁税

山梨県富士河口湖町が実施している遊漁税（2001 年施行，税収 8 百万円）は，有数の観光地で素晴らしい釣り場である河口湖の環境を守る対策を実施することを目的とする法定外目的税であり，その用途は，駐車場やトイレの整備，湖畔清掃など，環境整備と環境美化の推進のための費用に充てられている。その納税義務者は遊漁行為を行う者であり，税率は1 人 1 日 200 円である（特別徴収）。

#### ⑤環境協力税等

環境協力税等は，伊是名村（2005 年施行，税収 4 百万円），伊平屋村（2008 年施行，税収 3 百万円），渡嘉敷村（2011 年施行，税収 1 千 2 百万円）及び座間味村（2018 年施行，税収 1 千万円）の 4 村（いずれも沖縄県）で実施されている法定外目的税であり，その名称は，前 3 村が「環境協力税」であり，座間味村のみ「美ら島税」である。

環境協力税等の用途は，環境の美化，環境の保全及び観光施設の維持整備を行うための費用に充てられている。また，その納税義務者は旅客船や飛行機，ヘリコプター等により入域する者であり，税率は1 回の入域につき 100 円（障害者，高校生以下<sup>7</sup>は課税免除）である（特別徴収）。

環境協力税等を実施している 4 村は，いずれも沖縄本島から離れた島である。そのため，環境協力税等は，入島課税という性格を有している。

この点，冒頭に紹介した宮島訪問税（2023 年施行予定）も，同様に入島課税である。先に見た環境協力税等は，いずれも沖縄県の離島を訪問することを課税対象としていたが，宮島訪問税は，文字どおり広島県の宮島を訪問することを課税対象としている。宮島訪問税の納税義務者は，旅客船舶により訪問をする旅客その他の者（旅客船舶の乗員を除く。）又は旅客船舶以外の船舶により宮島を訪問する者（宮島町区域の住民やそこに通勤・通学・通園する者を除く。）である。そして，その税率は，基本的に1 人 1 回の訪問につき 100 円であるが，1 年分を一時に納付する場合にあっては，訪問者 1 人 1 年ごとに 500 円という特例が設けられている（特別徴収）。このように，宮島訪

問税の税率は，基本的に環境協力税等と同様であるが，その税収は 3 億円（平年度見込額）であり，環境協力税等と比べて桁違いに大きい。また，宮島訪問税は，当初は環境協力税等と同様に法定外目的税とする方向で検討されていたが，結果的には，より用途が広い法定外普通税とされた。

ちなみに，以上のような入島課税と似たようなものに，入山に伴う協力金というものがある。すなわち，静岡県及び山梨県は，富士山保全協力金として，登山者を対象に協力金（入山料：1 人 1,000 円）を任意徴収しているのである<sup>8</sup>。そして，その収入は 1 億 5 千万円を超えているが（2019 年度），協力金の支払いはあくまでも任意であるため，その徴収率は 7 割未満にとどまっている。そこで，これを公平な負担とするためにも，両県は，法定外目的税である富士山入山税を導入する方針を確認し，現在，検討を進めている。

#### ⑥開発事業等緑化負担税

大阪府箕面市が実施している開発事業等緑化負担税（2016 年施行，税収 8 千 2 百万円）は法定外目的税であり，その用途は，良好な自然環境や住環境をはじめとする都市環境の維持，保全及び向上に要する費用に充てられている。その納税義務者は開発行為等を行う事業者であり，税率は 250 円 / m<sup>2</sup>である（申告納付）。

#### ⑦別荘等所有税

静岡県熱海市が実施している別荘等所有税（1976 年施行，税収 5 億 3 千万円）は，リゾートマンションなどの建設に伴うゴミ処理や消防梯子車，上下水道の整備など行政需要の増大に対処するため，非居住者にも固定資産税・都市計画税・市県民税の均等割以外にも住民税に代わる負担を求めようとする法定外普通税である。その納税義務者は別荘等の所有者であり，税率は別荘等の延面積 1m<sup>2</sup>につき年 650 円である（普通徴収）。

#### ⑧狭小住戸集合住宅税

東京都豊島区が実施している狭小住戸集合住宅税（2004 年施行，税収 4 億 7 千 2 百万円）は，狭小な住戸（専用面積 30 m<sup>2</sup>未満の住戸）を有する集合住宅の建築を抑制し，得られた税を良好な住宅供給の支援に投入することによって，ゆとりある住環境を実現しようとする法定外普通税である（通称「ワンルームマンション税」）。その課税標準は区内に新たに生ずる集合住宅の狭小住戸の戸数であり，納税義務者は建築主である。税率は，1 戸につき 50 万円である（申告納付）。

### ⑨空港連絡橋利用税

大阪府泉佐野市が実施している空港連絡橋利用税（2013年施行、税収4億3千3百万円）は、関西国際空港の関連施策に対応する税収確保のために、一定の受益があると考えられる空港連絡橋の利用者に負担を求めようとする法定外普通税である（通称「関空橋税」）。その課税標準は関空橋を自動車で行く回数であり、通行料金を支払う者（＝納税義務者）に対して、1往復につき100円の税率が課されている（特別徴収）。

### 3 地方団体独自の租税としての超過課税（森林環境税等）

「超過課税」とは、地方団体が地方税法に規定されている標準税率<sup>9</sup>を超える税率を条例で定めて課税することをいう。

そして、この超過課税を住民税の均等割で実施して、その超過部分の税額を「森林環境税」などと名付けて地方独自の森林整備等のための財源を確保する取組が、全国の地方団体で行われているのである（以下「森林環境税等」という）。このような取組は、形式的には超過課税であるが、実質的には地方団体独自の租税の創設であり、先に見た法定外税と同様の性格を有しているということもできる。

この森林環境税等は、高知県（2003年施行）を皮切りに、現在、37府県<sup>10</sup>と1政令市（横浜市）で導入されている。その名称は、「森林環境税」（高知県等）のほか、「森林湖沼環境税」（茨城県）、「水源環境保全税」（神奈川県）、「県民緑税」（兵庫県）など様々である。

森林環境税等の課税対象は個人及び法人であり、前述のように、課税方式は住民税（道府県民税・市町村税）均等割への超過課税である。具体的には、個人については300円～1,200円が上乗せされ（20県が500円を上乗せ）、法人については均等割額の5～11%が上乗せされている（20県が5%を上乗せ。高知県は500円の定額）。なお、このような森林環境税等を含めた道府県民税の超過課税分の税収は、個人均等割（37団体）で合計248億8千万円、法人均等割（35団体）で102億1千万円である。

その税収の用途は、多くの地方団体で基金化し、主に森林整備や普及啓発等の県独自の事業に活用されている。具体的には、当然のことながら導入している地方団体の全てが森林整備に活用しているが、これだけ

でなく、普及啓発、森林環境学習、ボランティア支援、里山整備、県産材等の木材利用促進等にも税収を活用している例が多い。

ところで、同じ名称でややこしいのだが、2019年度税制改正において国税としての「森林環境税」及び「森林環境譲与税」が創設されている<sup>11</sup>。これらは、パリ協定<sup>12</sup>の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設されたものである。この森林環境税は、2024年度から国内に住所を有する個人に対して課税される国税であるが（市区町村において、個人住民税均等割と併せて一人年額1,000円を課税）、その税収は、全額が森林環境譲与税として都道府県・市区町村へ譲与されることとなる。なお、この森林環境譲与税については、喫緊の課題である森林整備に対応するため、交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金を原資に、2019年度から譲与が開始され、市町村や都道府県に対して、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で按分して譲与されている。

このように国税としての森林環境（譲与）税が創設されたので、既存の地方団体が超過課税として実施している森林環境税等との調整が必要となるが、現状では、多くの地方団体が両制度の位置づけを整理し重複なく活用していく方針を示している<sup>13</sup>。

### まとめ

以上見てきた法定外税等は、誰を課税の対象としているかという視点から、①特定の事業者への課税、②部内者への課税、③部外者への課税、の3つのタイプに分類することができる。

〈法定外税等の分類〉

法定外税等	①特定の事業者への課税
	②部内者への課税
	③部外者への課税

このうち、①特定の事業者への課税には、核燃料税等、産業廃棄物税等や砂利採取税が該当する。これらは原発や産廃等にかかる事業者への課税であるから、主権者である住民や議会の理解が得られやすいという特徴がある。また、このような事業者（＝特定納税義務者）に対しては、法定外税の根拠となる条例を制定する前に、議会での意見聴取が実施されることになっている。

次に②部内者への課税については、その典型は超

過課税である。地方団体が超過課税として実施している森林環境税等は、住民税に上乗せするものであるから、完全にその域内の者のみを課税対象としている。このような課税は、主権者である住民や議会の理解が得られにくいタイプのものといえよう。もっとも森林環境税等については 37 もの府県で実施されているのだが、法定外税ではこのように課税対象を部内者に特化したタイプは存在しない。

一方、③部外者への課税の典型は、宿泊税である。また、別荘等所有税についても、住民税に代わる負担を求めようとしているその趣旨からも、このタイプに分類することができる。さらに、宮島訪問税のように、その区域の住民への課税を免除することによって、部内者への課税を回避する（＝部外者への課税に限定する）方法もある。このような部外者への課税については、地方団体の長や議会は、選挙のことも考えると、主権者たる住民以外のよそ者に対する税負担を押しつけがちであるが、よそ者がその地方団体に来る・来ないの選択の余地のないような、よそ者だけをねらい打ちするような課税制度は避けなければならないとの指摘<sup>14</sup>もある。

前述のように法定外税が地方税収額に占める割合は

わずか 0.16%であり、実施している地方団体の数もわずかである（2021 年 4 月現在の全国の市区町村の数は 1,724 であるが、そのうち法定外税を導入しているのはわずか 21 団体）。このように、現状では、法定外税の活用状況は芳しくないのだが、ウィズコロナ・ポストコロナの時代においては、地方財政の健全化のための一つのツールとして、法定外税等といった地方団体独自の租税の創設が注目されていく可能性もあるだろう。法定外税等そのものによる税収はわずかかもしれないが、その課税の仕組みを工夫すれば、その地域の経済活性化に資することもでき、ひいては地域の基幹税の増収につながることもできよう。

本稿では、現行の法定外税等の全ての概要を確認できたつもりだが、現在進行形で新たな法定外税の創設に向けて企画立案されている事例も少なくない<sup>15</sup>。

なお、現状で法定外税等の活用状況が芳しくない理由の一つに、地方議会や役所に税のスペシャリストが少ないということもあるかもしれない。その意味では、建議権を有する税理士会が本領を発揮して、各単位会や支部の調査研究部等が各地域に相応しい法定外税等を考案してみることも有意義なのではなかろうか。

- 1 地方税法では、都道府県や市町村といった地方公共団体のことを「地方団体」と称している（地税 1 条 1 項 1 号）。
- 2 地方税法に定められている税目には、法定税と法定任意税がある。「法定税」とは、地方税法上、地方団体が「課するものとする」と規定されている租税であり、例えば道府県民税や事業税がこれに該当する（地税 4 条 2 項等）。また、「法定任意税」とは、地方税法上、地方団体が「課することができる」と規定されている租税であり、都市計画税や国民健康保険税がこれに該当する（地税 5 条 6 項等）。
- 3 正式な題名は、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（平成 11 年法律第 87 号）である。
- 4 その後、横浜市長の交代を経て、2002 年 2 月 25 日をもって、横浜市の勝馬投票券発売税に係る条例自体が廃止された。
- 5 環境省「その他の環境関連税制に関する国内外の動向」（平成 30 年 7 月）参照。
- 6 環境省・前掲注 5）4 頁参照。
- 7 渡嘉敷村及び座間味村は、中学生以下が対象である。
- 8 これと同種のものとして、鹿児島県屋久島町が実施している屋久島山岳部環境保全協力金があり、日帰り入山の場合 1,000 円、山中で宿泊予定の入山の場合 2,000 円を任意徴収している。
- 9 「標準税率」とは、地方団体が課税する場合に通常よるべき税率で、その財政上その他の必要があると認める場合に

- 10 都道府県のうち森林環境税等を導入していないのは、北海道、青森県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県、福井県、徳島県、香川県及び沖縄県である。
- 11 根拠法として、「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」（平成 31 年法律第 3 号）が制定されている。
- 12 「パリ協定」とは、2015 年の COP21（気候変動枠組条約第 21 回締約国会議）で採択され、2016 年 11 月に発効しているもので、開発途上国を含む全ての国が参加する 2020 年以降の国際的な温暖化対策の法的枠組みである。
- 13 浅田陽子＝阿部達生「森林環境譲与税：新たな税制度が都道府県・市町村の森林行政に与える影響とは①（都道府県編）－都道府県における、新たな税と既存の税の『共存』と『すみわけ』」三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング政策研究レポート（2020 年 11 月 12 日）参照。
- 14 三木義一『日本の税金』（岩波新書、第 3 版、2018）214 頁参照。
- 15 例えば、前述の富士山入山税のほか、山梨県ではミネラルウォーター税の導入に向けた検討が進められている。



**TAINSメールニュース No.528 2021.07.01**

**過少資本税制／国外支配株主等／事業方針決定  
関係（措令39条の13）**

(令02-09-03 東京地裁 棄却控訴 Z888-2355)

内国法人である原告は、非居住者であるAから164億円を借り入れ、支払利子の額を損金の額に算入して法人税の確定申告をしたところ、原処分庁から、過少資本税制の規定が適用され、更正処分を受けました。

裁判所は次のとおり、原告の処分取消し請求を棄却しました。

原告は、「その事業活動に必要なとされる資金の相当部分を当該非居住者等からの借入れにより、調達している」との要件を充足し、措置法施行令39条の13第11項3号ロに該当するものというべきである。

Aは、原告との資本関係を有しなくなった後も、事業資金の調達や人的なつながりを通じて、影響力を有していたものである。原告が得る利益についての税負担の軽減を図るた

めの一連の措置は、A主導により行われたものであって、そのほか原告の投資事業及び株式取引事業の運営や、役員人事等の重要事項の決定についてもAが重要な影響力を行使していたものと認められるから、本件借入れが原告の事業資金の調達において極めて大きな比重を占めること等を併せ考慮すると、Aは原告の事業方針決定関係を有していたものと認めることができる。

Aは措置法66条の5第4項1号に規定する原告の「国外支配株主等」に該当するというべきであり、本件借入れに係る利子について所定の金額(措法66条の5第1項)を超える部分は損金の額に算入することができない。

《検索方法》〔細かい条件を指定して検索〕

【TAINSキーワード】 Z888-2355

(税法データベース編集室：大高 由美子)

**TAINSメールニュース No.529 2021.07.08**

**取引相場のない株式の評価～評価通達6項の適用  
の可否～**

(令02-07-08 非公開裁決 棄却 F0-3-692)

審査請求人は、相続により取得したA社株式を評価通達に基づき類似業種比準価額により評価して相続税の申告をしましたが、原処分庁は、評価通達6項《この通達の定めにより難しい場合の評価》を適用し、国税庁長官の指示を受けて評価した価額(K算定報告額)により更正処分等を行いました。なお、A社の全株式は、相続開始前の合意価格により、相続開始後、B社に譲渡されています。

審判所では、次のとおり、評価通達により難しい特別の事情があるとしたうえで、K算定報告額を時価と認め、評価通達6項の適用は適法であると判断しました。

A社株式の1株当たりの価額と比較すると、通達評価額(8,186円)は、K算定報告額(80,373円)の約10%にとど

まり、また、合意価格等(105,068円)の約8%にとどまり、合意価格等が通達評価額からかい離する程度は、K算定報告額よりも更に大きいものであった。通達評価額は、K算定報告額及び合意価格等と著しくかい離しており、客観的な交換価値を示しているものとはいえず、評価通達の定める評価方法が合理性を有するものとはいえない。

A社株式については、評価通達の定める評価方法を形式的に全ての納税者に係る全ての財産の価額の評価において用いるという形式的な平等を貫くと、かえって租税負担の実質的な公平を著しく害することが明らかというべきであり、評価通達の定める評価方法以外の評価方法によって評価すべき特別な事情がある。

《検索方法》〔細かい条件を指定して検索〕

【TAINSキーワード】 F0-3-692

(税法データベース編集室：依田 孝子)



**税理士情報ネットワーク**

**Tax Accountant Information Network System**

・入会方法、費用、ID・パスワード、その他についての質問

お問い合わせ先

・税法データベースに関するご質問

一般社団法人 日税連税法データベース

TEL 03-5496-1195

FAX 03-5496-1298

日税連税法データベース編集室

(広島は火・金のみ)

東京 TEL03-5496-1416 FAX03-5496-1517

広島 TEL082-555-1310 FAX082-555-1335



**TAINSメールニュース No.530 2021.07.15**

**第二次納税義務／企業再生の一環で行われた元代表者らによる求償債権の放棄**

(令02-11-06 東京地裁 棄却・控訴 Z999-7221)

C社(原告)は経営が悪化していたため、中小企業再生支援協議会の指導により、当時の代表取締役A及び取締役Bの所有する不動産等を売却して金融機関の借入金を弁済することにしました。A及びBは、借入金の代位弁済後、C社に対し求償債権の放棄を行ったところ、関東信越国税局長が、C社に対し、A及びBの滞納国税の第二次納税義務の納付告知処分を行った事案です。

東京地裁は、下記のように判断し、C社の請求を棄却しています。

第二次納税義務の趣旨に鑑みれば、無償譲渡等の処分とは、(1)第三者に「異常な利益」を与え、(2)実質的にみてそれが「必要かつ合理的な理由」に基づくものとはい

えないと評価することができるものを意味すると解される。

無償譲渡等の処分のうち「債務の免除」は、相手方が負担する債務を一方的に無償で消滅させる行為(民法519)を含むから、実質的な対価関係があるなどの事情がない限り、「異常な利益」を与える行為であると評価すべきものである。

原告にとって企業再生による経営状況の改善が必要なことであったとしても、かかる企業再生は実質的にはAらの財産を無償で抛出してされた側面を有するといわざるを得ない。このような事情を踏まえれば、第二次納税義務との関係において、Aらの財産(本件各求償債権)が原告に実質的に帰属しているとみても、公平を失するとまで評価することはできない。

《検索方法》〔細かい条件を指定して検索〕

【TAINSキーワード】 Z999-7221

(税法データベース編集室：草間 典子)

**TAINSメールニュース No.531 2021.07.29**

**無申告加算税／相続の開始があったことを知った日／未成年者に対する遺言**

(平31-02-08 非公開裁決 棄却 F0-3-682)

本件は、請求人が平成30年2月28日に相続税の申告書を提出したところ、原処分庁が、「相続の開始があったことを知った日」は遺言書の検認を受けた平成28年1月26日であるから、当該申告書は期限後申告書であるとして、無申告加算税の賦課決定処分をしたのに対し、請求人が、「相続の開始があったことを知った日」は請求人が被相続人に認知されたことが証明可能となった平成29年12月22日(請求人の戸籍が編製された日)であるから、当該申告書は期限内申告書であるなどとして、その全部の取消しを求めた事案です。審判所は次のとおり判断し、請求人の請求を棄却しました。

遺贈により財産を取得した者における「その相続の開始

があったことを知った日」とは、自己のために遺贈があったことを知った日を意味し、遺贈を受けた本人が未成年者である場合については、本人が弁識能力のないときは法定代理人が、本人が弁識能力を有しているときは本人又は法定代理人が、その遺贈があったことを知った日と解すべきである。請求人は未成年者であるところ、その法定代理人である本件母は、平成28年1月26日に本件遺言書の検認に立ち会ったというのであり、遅くとも同日までには、被相続人が請求人を認知したこと及び請求人のために遺贈があったことを知ったと認められるから、請求人が「相続の開始があったことを知った日」は平成28年1月26日となる。

《検索方法》〔細かい条件を指定して検索〕

【TAINSキーワード】 F0-3-682

(税法データベース編集室：小菅 貴子)

**税務雑誌目次検索システム**

雑誌目次検索システムは、現在、税研・税務事例研究・税理・税経通信・税務弘報・月刊税務事例・国税速報・週刊税務通信・T&Amaster・速報税理・Profession Journal・国際税務の12誌について、各誌の年号・雑誌名・掲載頁や著者名・肩書・タイトル・判決年月日等により、目次を検索することができます。この目次とは、タイトルの親和性が増すように、若干の加工を行っています。

また、この情報は、TAINS 本体の判決・裁決等からリンクしており、閲覧している判決・裁決等の評釈や実務研究がどの雑誌に掲載されているか確認することができますほか、雑誌自体の検索も可能となっています。



TAINSメールニュース No.532 2021.08.05

みなし譲渡～取引相場のない株式の時価「その時における価額」～

(令03-05-20 東京高裁 棄却 上告受理申立て Z888-2364)

法人に対する株式の譲渡につき、控訴人らが当該譲渡に係る譲渡所得の収入金額を譲渡代金額（1株当たり75円・配当還元方式）と同額として所得税の申告をしたところ、当該代金額が所得税法59条1項2号に定める著しく低い価額の対価に当たるとして、更正処分等を受けた事案で、当該株式の当該譲渡の時における価額（1株当たり2505円・類似業種比準方式）が争点となりました。

上告審の令和2年3月24日最高裁において「原審（東京高裁）の判断には、所得税法59条1項の解釈適用を誤った違法がある。本件株式譲渡の時における本件株式の価額等について更に審理を尽くさせるため、原審に差し戻すこととする」との判断が示され、その差戻後控

訴審において、次のように結論付けて控訴人の主張が棄却されたため、控訴人は、再び上告受理申立てをしています。

A社株式は、評価通達188の株式のいずれにも該当しないから、評価通達178本文、179の（1）により類似業種比準方式により評価すべきこととなる。そして、その評価額は1株当たり2505円となることが認められる。

本件株式譲渡の経緯や実態等に鑑みると、本件株式譲渡における価額（1株75円）は、当該譲渡の時における当該資産の客観的交換価値（時価）とみることはできない。

＜検索方法＞〔細かい条件を指定して検索〕

【TAINSキーワード】 Z888-2364

(税法データベース編集室：岩崎 宇多子)

TAINSメールニュース No.533 2021.08.12

申告額の納付義務～調査に基づく期限後申告に係る「特段の事情」の有無～

(令02-09-24 東京高裁 棄却 上告等 Z888-2339)

控訴人は、税務調査による勧奨を受けて、平成19年分から平成25年分までの所得税に係る期限後申告又は修正申告をしましたが、その後、各年分について、必要経費の計上漏れがあったとして、更正の請求をしました。税務署職員は、平成20年分から平成25年分は減額更正処分と職権による減額更正処分（90%以上取消し）を行いました。平成19年分の期限後申告（本件申告）については、除斥期間を徒過しているとして減額更正処分を行いませんでした。

本件は、控訴人が、納税義務者の利益を著しく害すると認められる特段の事情があるなどと主張して、不当利得の返還等を求めた事案です。東京高裁は、

次のとおり判断し、控訴人の請求を棄却しました。その後、控訴人は上告しましたが、令和3年6月11日最高裁は、棄却・不受理を決定しています。

調査において提出されていた資料を基にした税務署職員の本件申告に係る部分の調査に不十分な点があったとは認められない。また、控訴人が法定の期限までに本件申告をせず、調査において、平成19年分の申告に関連する資料を全て提出していたとは認められないことに照らすと、更正請求の法定期限が経過したり減額更正の除斥期間が切迫したりしていたのは、専ら控訴人の責めに帰すべきものであって、特段の事情があったということとはできない。

＜検索方法＞〔細かい条件を指定して検索〕

【TAINSキーワード】 Z888-2339

(税法データベース編集室：藤原 真由美)

## 税理士がつくる、税理士のためのデータベース

無料お試し会員受付中

TAINS

お試し会員への  
申し込み方法

STEP.1 お手元に税理士登録番号をご用意ください。フォーム入力の際に必要なになります。

STEP.2 お試し会員申込みフォーム <https://app6.tains.org/form/trial/> より、必要事項をご入力いただき、送信してください。

STEP.3 送信いただいた内容に沿って、事務局にて照会・会員登録作業を行います。

STEP.4 お客様宛に利用可能の旨が記載されたメールが届きます。内容に沿ってTAINSをご利用ください。



**TAINSメールニュース No.534 2021.08.19**

**固定資産税／バブル期に購入したリゾートマンションの登録価格**

(令02-03-26 新潟地裁 棄却 Z999-8423)

本件は、原告が、新潟県南魚沼市に所在するリゾートマンション（平成2年に購入）の平成30年度の登録価格（150万8711円）を不服として、審査の申出をしたところ、棄却の決定を受けたため、南魚沼市に対し、本件決定のうち建物の価格が10万円を超えることを是認した部分の取消しを求めた事案です。

裁判所は、次のように判示して原告の請求を棄却しました。

本件マンションは、近隣に関越自動車道のインターチェンジや上越新幹線の停車駅があり、マンションの敷地には除雪対象路線の市道が接続しており、このような交通網や付近の観光施設の存在に鑑みれば、本件家屋が当該地域に所在するがゆえに家屋の価値が減少

するというような地域性を認めることは困難であって、需給事情による減点補正率を適用すべき事情はないと認められる。

原告は、本件家屋が15年以上も放置され、通常の損耗以上に激しく損耗している旨主張するが、このような事情は、原告自らが本件家屋の適切な維持管理を怠ったとの主張にすぎず、損耗減点補正率の適用を根拠づけるものとはいえない。

原告は、10万円で家屋の売却を試みても買主が見つからない状況であり、寄付も断られる状況にあること等を主張するが、いずれも個別的な事情にすぎず、経年減点補正率について特別な事情があるとはいえない。

《検索方法》[細かい条件を指定して検索]

【TAINSキーワード】 Z999-8423

(税法データベース編集室：市野瀬 音子)

**TAINSメールニュース No.535 2021.08.26**

**消費税の輸出免税／国内取引／外国船舶乗組員に対する船内販売等**

(令01-11-29 大阪高裁 棄却 Z269-13347)

本邦内の港湾に停泊中の外国船舶の乗組員に対し、その船舶内において又は国際小包等を用いて、土産品等及び船用物品の販売等を行っていた納税者が、行った土産品等の販売を、輸出免除が適用されるとして消費税等の確定申告書を提出したところ、原処分庁から、輸出免税の適用はないなどとして、各更正処分等を受けました。地裁が納税者の請求を棄却したので、納税者はこれを不服として控訴し、船内販売等は、「国内」において行われたものに該当しないと認める点について、補充主張をしました。

高裁は、次のとおり、船内販売等は、消費税法2条1項1号にいう「国内」において行われたものに該当

すると判断しました。

税関が関税法に定めた申告を求めなかったとしても、消費税法の解釈・適用上、船内販売等が行われた時点において、土産品等が「国内」に所在していなかったということにはならない。

外国船舶に対して裁判管轄権又は執行管轄権が及ばないとしても、そのことから当然に、船内販売等につき租税法の効力が及ばないと解することはできない。

納税者が受けたと主張する「税関による事前・事後のチェック」により「売買の対象となっている土産品等を事実上法の施行地外へ持ち出した」とはいえない。

《検索方法》[細かい条件を指定して検索]

【TAINSキーワード】 Z269-13347

(税法データベース編集室：大高 由美子)

全税共はVIP・年金の拡販を通じて

**税理士業界、関与先、社会公共の発展に貢献しています**

◆全税共の事業◆

**VIP大型総合保障制度**

経営者大型保険	経営者に万一のことがあったとき、大型の保障で企業を守ります
経営者保険総合プラン	定期保険、終身保険、養老保険など多彩な商品で経営者・社員の生活を守ります
経営者スーパープラン	ガンなどの生活習慣病保障に重点を置いた保険を始め、医療保険全般が揃っています
団体所得補償保険	就業不能時に、税理士には月額最高200万円を補償します
新・団体医療保険	入院1日目から補償。一入院最高120日を補償(通算1000日)します
介護・がん補償保険	要介護3以上で年金方式の保険金。1年更新で様々な補償があります

**全税共年金**

税理士とその関与先のための公的年金を補完する拠出型企業年金保険。積立は月々1万円から

事業承継(M&A等) 顧客紹介 PET・人間ドック 介護無料相談 健康相談・セカンドオピニオン手配サービス  
ホームセキュリティ みまもりサポート 全税共個人型DC(確定拠出年金) 全税共文化サロンの運営 ほか



全国税理士共栄会 〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館4F TEL.03(5740)8331 FAX.03(5740)8333 <http://www.zenzeiky.com/>

TAINSメールニュース No.536 2021.09.02

死因贈与契約による財産取得者の「相続の開始があったことを知った日」

(令02-12-14 公表裁決 棄却 J121-3-06)

請求人らは、遠縁のE(被相続人)との間で死因贈与契約を締結していましたが、平成30年4月26日、Eの菩提寺からEの死亡の連絡を受けました。請求人らは、令和元年5月12日、相続税の申告書を提出したところ、原処分庁から、期限後申告書であるとして無申告加算税の賦課決定処分を受けました。請求人らは、相続人が不存在の場合、相続財産管理人による相続債権者・受遺者に対する債権申出催告の公告に係る請求申出期間満了日(平成31年4月5日)以前は、死因贈与契約に基づく権利は未確定であるから、相続税法第27条第1項に規定する「その相続の開始があったことを知った日」は、平成31年4月5日と

なる旨主張しましたが、審判所は次のとおり判断し、請求人らの主張を退けました。

平成31年4月5日以前に確定していなかったのは死因贈与契約に基づく金員の支払の履行であって、これは納税義務の成立要件とはなっていない。請求人らは、相続開始日に、死因贈与契約に基づき金員の支払を受ける権利を確定的に取得したのであり、これにより国税通則法第15条第2項第4号に基づいて納税義務が成立し、Eの死亡の事実を知った平成30年4月26日に自己のために相続の開始があったことを知ったこととなる。したがって、請求人らが提出した相続税の申告書は期限後申告書である。

《検索方法》[細かい条件を指定して検索]

【TAINSキーワード】 J121-3-06

(税法データベース編集室：依田 孝子)

TAINSメールニュース No.537 2021.09.09

消費税法2条1項8号に規定する「対価」該当性／企業ポイントの交換サービス

(令01-12-13 大阪地裁 棄却 控訴 Z269-13358)

原告はICカード「F」を発行し、F会員に対し、商品購入代金等の決済手段としてFを利用した場合に企業ポイント(本件ポイント)を付与するサービスを提供するほか、F会員であり提携法人の企業ポイントプログラム会員でもある者(双方会員)に対し、本件ポイントと提携法人が付与する提携ポイントとを交換するサービスを提供していました。本件は、提携ポイントを本件ポイントに交換した後に、提携ポイントを付与した法人から原告に対して支払われた金員(ポイント数を基に算出)が消費税法2条1項8号に規定する「対価」に該当するかが争われています。大阪地裁は、「対価」に該当するとの判断をしています。

「対価」とは、資産の譲渡等に対する反対給付をいい、事業者が収受する経済的利益が資産の譲渡等に係る「対価」に該当するというためには、事業者によって当該資産の譲渡等が行われることを条件として、当該経済的利益が収受されるという対応関係があることが必要であると解される。

本件金員は、提携法人に対し、ポイント交換がされた提携ポイントを保有していた双方会員に関し、当該提携ポイント数を基に所定の割合により算出した数の本件ポイントを付与し、もって、当該数の本件ポイントにつき原告の実施するポイントサービスの対象に組み込むという役務の提供に対する反対給付として、「対価」に該当するものといえる。

《検索方法》[細かい条件を指定して検索]

【TAINSキーワード】 Z269-13358

(税法データベース編集室：草間 典子)

税理士事務所と関与先を守る安心の補償

## 税理士職業賠償責任保険



保険契約者：(団体契約)日本税理士会連合会

保険代理店：(株)日税連保険サービス

〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館5階  
<https://zeirishi-hoken.co.jp>



**TAINSメールニュース No.538 2021.09.16**

**役員退職給与／退職の事実／辞任後の請求人グループの経営会議への出席**

(令02-12-15 公表裁決 全部取消し J121-2-05)

本件は、請求人が元代表取締役に対して支給した退職給与について、原処分庁が、元代表取締役は、登記上退任した後も請求人の経営に従事しており、請求人を実質的に退職したとは認められないとして、法人税等の各更正処分等を行ったことに対し、請求人がその取消しを求めた事案です。

審判所は次のとおり判断し、本件各更正処分等の全部を取消しました。

本件元代表取締役が、平成24年11月に辞任後に、請求人の属する法人グループ(本件法人グループ)の経営会議(本件経営会議)において、請求人の経営方針・予算・人事等の事業運営上の重要事項につき、具体的な指示や経営に関する決定をしたこと及びその内容等を示す客観的

証拠はなく、請求人に対する税務調査におけるV(本件法人グループのうちの数社の代表取締役であった者)の申述においても、具体的な状況については明らかとはいえない。

本件元代表取締役が、本件経営会議において、本件法人グループの各代表取締役らより上位の立場で振舞っていたという事実があったとしても、そのことをもって、請求人の経営に従事していたとまで直ちに認めることはできない。

本件元代表取締役は、辞任の日以降少なくとも平成29年3月31日までの間、請求人から役員給与を受領していないと認められること等からすれば、本件元代表取締役が、請求人を実質的に退職していなかったと認めることはできない。

《検索方法》〔細かい条件を指定して検索〕

【TAINSキーワード】 J121-2-05

(税法データベース編集室：小菅 貴子)

**TAINSメールニュース No.539 2021.09.30**

**複数年度分の個人住民税に係る各滞納処分の徴収等～過納金の額の計算～**

(令03-06-22 最高裁 破棄差戻し Z999-8430)

上告人(納税者)は、被上告人(稚内市長)から普通徴収である市民税及び道民税(市道民税)のうち平成21年度分から同23年度分までのものについて滞納処分等により徴収等されました。その後、被上告人は、本件市道民税の各減額賦課決定をし、過納金が生じたとして、上告人に対し、過納金の還付及び還付加算金の支払をしましたが、上告人が、過納金の額の計算に誤りがあるとして、被上告人に対し、不足分の過納金の還付及び還付加算金の支払を求める事案です。

原審(札幌高裁・TAINS未収録)は、被上告人の計算に誤りはないとして、上告人の請求を棄却しましたが、最高裁は、次のように判示しました。

複数年度分の個人住民税を差押えに係る地方税とする滞納処分において、当該差押えに係る地方税に配当された金銭であって、その後に減額賦課決定がされた結果配当時に存在しなかったこととなる年度分の個人住民税に充当されていたものは、その配当時に当該差押えに係る地方税のうち他の年度分の個人住民税が存在する場合には、個人住民税に法定充当がされるものと解すべきである。

原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反があり、原判決を破棄し、被上告人が上告人に還付すべき過納金の額等について更に審理を尽くさせるため、本件を原審に差し戻すこととする。

《検索方法》〔細かい条件を指定して検索〕

【TAINSキーワード】 Z999-8430

(税法データベース編集室：岩崎 宇多子)

税理士顧問料の集金は **報酬自動支払制度** にお任せください。 税理士業界一筋45年余の信頼と実績

**報酬自動支払制度が選ばれる理由**

- 理由1 未収金を防ぎ業務負担を大幅に軽減!
- 理由2 基本料金0円! 関与先1件335円で利用可能! \*郵送型「POST」の場合
- 理由3 総合的な売上管理が可能! \*ネット型「e-NET」(売上管理型)の場合
- 理由4 確定申告や相続税の申告など 不定期の報酬にも対応!

**用途に応じて選べる2つの方式**

<p><b>POST 郵送型</b> 帳票を毎月郵送</p> <p>まずは1件から始めたい先生におすすめです。</p> <p>■ 利用料金 基本料..... 無料 口座振替請求手数料..... 335円/件</p>	<p><b>e-NET ネット型</b> ネットで管理も楽々</p> <p>集金管理の効率化を図りたい先生におすすめです。 [e-NETの集金支援システム特許取得(特許第5117097号)]</p> <p>■ 利用料金..... 1,800円/月 (5日と28日両方の振替日をご利用の場合は、2,100円/月となります。) 口座振替請求手数料..... 240円/件</p>
---	---

**ネット型「e-NET」新機能リリース**

税理士先生に代わり関与先様へ「請求書」をメールで無料送信する新サービスを始めました。

\*表示金額に消費税は含みません。

➡ **「報酬自動支払制度」オンライン説明始めました。**

オンライン説明をご希望の方は、お電話または、メールでお申し込みください。  
電話番号 03-3345-8888 アドレス h-shiryoku@nichizei.com

東京税理士協同組合 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1 東京税理士協同組合会館 〒151-0051 <https://www.tozeikyo.or.jp>

お問合せ 資料請求 **0120-155-551** ホームページからどうぞ

東京税理士協同組合 株式会社 日税ビジネスサービス

## TAINS で使える便利な書式集

日本法令が提供する書式集で、ビジネス文書 830、契約書式 250、内容証明 470、会社規程 120、各種申請書 670+40（マイナンバー）が利用できます。

※利用に際しては、マイクロソフト社の Word、Excel などが必要になります。



各種申請書  
・届出書

- 労働基準監督署 ・労働保険料徴収法等・労働基準法（監督等）・労働基準法（時間等）  
・労働基準法（賃金等）・労働者災害保険法（業務災害等）・労働者災害保険法（通勤災害等）  
・労働者災害保険法（遺族補償等）・労働安全衛生法等
- 公共職業安定所 ・労働保険料徴収法等・雇用保険法（適用等）・雇用保険法（給付等）  
・雇用保険法（個人番号等）
- 年金事務所 ・健康保険法（適用等）・厚生年金保険法（共通の適用等）・厚生年金保険法（適用等）
- 協会けんぽ ・健康保険法（給付等）
- 税務署 ・所得税法等・法人税法・消費税法・市区町村
- 警察署 ・道路交通法等
- 国土交通省 ・建設業に関するもの
- 登記所（法務局） ・商業登記・不動産登記



ビジネス文書

- ・社内文書・社外文書
- ・税理士向け挨拶・通知文例
- ・メール文例
- ・英文メール文例



マイナンバー  
関連書式

- ・社内書式
- ・従業員用書式
- ・支払調書該当者用書式
- ・委託先用書式



契約書

- ・継続的売買取引・土地の賃貸借契約・建物の賃貸借契約・動産の賃貸借契約
- ・使用貸借契約・金銭貸借契約・抵当権・根抵当権・債権譲渡・仮登記担保設定契約
- ・動産譲渡担保契約・贈与契約・委任・委託契約・労働契約・請負契約・支配人選任契約
- ・経営委任契約・商取引開始から終了まで、その他・知的所有権契約・合併契約・株式譲渡契約
- ・営業譲渡契約・企業提携に関する契約・土地建物の売買契約、建物の売買契約
- ・近隣に関する契約・成年後見に関する契約・介護に関する契約



内容証明

- ・土地の貸借・建物の賃貸
- ・不動産売買・金融取引
- ・その他の取引・会社の運営
- ・社会生活上のトラブル
- ・親族・相続



会社規程

- ・経営・人事・総務関係規程
- ・業務・管理関係規程
- ・建設業の社内規程



事例別検索

- ・社員に関わる手続
- ・会社に関わる手続



ビデオライブラリ・正高齢者雇用 ...

- ・2時間で分かる決算書の見方
- ・2時間でできる人事考課評定者トレーニング
- ・問題社員を見抜く採用・面接の選考テクニック
- ・これだけは知っておきたい改正高齢者雇用安定法



ビジネスサポート  
web セミナー

- 2017年改正個人情報保護法の注意点
- 最高裁判決からみるメンタルヘルス

### ダウンロードランキング

- 1位 ◆定時株主総会議事録
- 2位 ◆労働条件通知書兼雇用契約書
- 3位 ◆出張旅費精算書②
- 4位 ◆臨時株主総会議事録 第三者割当て  
(有利発行)(株式会社・増資(R02.10))
- 5位 ◆試用期間中の従業員の解雇予告
- 6位 ◆出向協定書
- 7位 ◆臨時株主総会議事録 全員退任、全員就任  
の場合(株式会社・役員変更)(H30.06)
- 8位 ◆金銭消費貸借契約書(連帯保証付、一般・非  
事業用〔一括払い〕)
- 9位 ◆事業譲渡契約書(譲渡側)
- 10位 ◆旅費規程

## 1 税法データベース収録情報一覧 2021.9.30現在

	所得 税	法 人 税	相 続 税	消 費 税	他 国 税	地 方 税	そ の 他	計
判 決	6,197	3,333	1,551	317	520	358	812	13,088
裁 決	2,102	1,582	1,168	453	236	11	1	5,553
通 達	3,604	4,690	2,194	743	22	0	246	11,499
相談事例	1,937	4,202	2,977	2,432	125	1	350	12,024
その他文書	0	0	0	0	0	0	120	120
行政文書	84	141	0	19	2	0	1,988	2,234
計	13,924	13,948	7,890	3,964	905	370	3,517	44,518

・裁決には、非公開裁決3,347件が含まれています。 ・情報公開法に基づき開示された情報数は9,193件です。

## 2 収録期間

2021.9.30現在

国 税	収 録 期 間	
	重要判決	昭和40年以前
判 決	税務訴訟資料は昭和41年から 最新判決は令和3年9月18日まで	
	裁 決	裁判事例集は昭和45年から 非公開裁決は令和3年4月13日まで
その他		判決・裁決 令和3年3月29日まで

判決・裁決は、原則として、税務訴訟資料及び裁判事例集により編集しますが、それ以外は、判決書・裁決書・雑誌・裁判所及び税務大学校のホームページによります。

## ■日税連税法データベース会員数一覧

2021年9月30日現在

会 別	個人会員	法人会員
東 京	2,326	31
東京地方	688	7
千葉県	248	2
関東信越	572	6
近 畿	1,218	4
北 海 道	198	1
東 北	338	2
名古屋	486	4
東 海	340	5
北 陸	158	1
中 国	328	2
四 国	173	2
九州北部	294	2
南九州	232	2
沖 縄	76	0
小 計	7,675	71
そ の 他	248	
合 計	7,994	

### TAINS研修会のお知らせ

#### 北海道税理士会

日 時：令和3年11月26日（金）  
13：00～17：00

会 場：ニューオータニイン札幌2階

講 師：酒井克彦

テーマ：未定（法人税・新しく注目度の高い判決の解説から、実務における注意点）

現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、一部地域を除いて会場型研修は開催を見合わせております。

なお、会員ページの「研修サイト」からはオンデマンド研修を配信しており、視聴後に受講時間を登録できます。



### TAINS 2021年秋号

■発行日／2021年10月15日（VOL.27 通巻第228号）

■発行所／一般社団法人日税連税法データベース

■編集・発行人／清田 明弘

■住 所／〒141-0032東京都品川区大崎1-11-8

日本税理士会館3F

TEL.03-5496-1195 FAX.03-5496-1298

■Mail：info@tains.or.jp

■HP：https://www.tains.org

# 税理士新規登録者なら 税理士の最強ツール タインズが

# 6ヶ月 無料 制度スタート

対象者

税理士登録日の翌月から6か月以内に入会申込をした方  
かつ令和3年5月1日以降に税理士登録をした方

税理士の  
必携ツールが!!

ライバルに  
差をつける。

判例・判決を読んで  
そなえよう!!

- ・税理士新規登録者は、TAINSの会費及び利用料金が6か月間無料になります
- ・無料期間終了後の会費  
月額 2,018 円 (会費 1,000 円 <不課税> + 利用料 1,018 円 <税込>)  
お得な年払いもございます
- ・詳しくはホームページをご覧ください

お申し込みはこちらから  
[www.tains.org](http://www.tains.org)



**STEP 1** TAINS ホームページ上部の  
入会申し込みボタンから申し込む  
[www.tains.org](http://www.tains.org)

**STEP 2** 手続完了後、すぐにご利用できます。



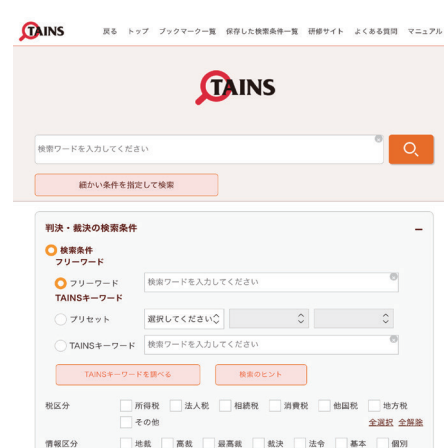
税理士がつくる、  
税理士のためのデータベース  
ぜひ、ご活用下さい。



トップページの入会申し込みボタンをクリック



支払方法の確定後、利用開始となります。  
詳しくはホームページをご覧ください。



検索結果を保存したり、関連情報を横断検索。  
研修動画もご覧になれます。

# 欲しい情報にたどり着く、進化した検索エンジン!! シンプルで使いやすくなった TAINS をご活用ください。

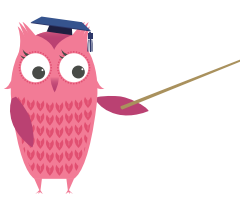
誰でも簡単に  
検索できる!!



欲しい情報にたどり着く  
ハイブリッド検索!

読みやすい  
判決・裁決!!

TAINSで  
研修がうけられる。



## TAINSとは

TAINS (税理士情報ネットワークシステム) は、日税連のもと税理士がつくる税理士のためのデータベースとして運用更新されています。税務に関する判決、裁決、通達をはじめ、通常では入手が難しい課税庁内部資料も多数収録されています。また検索結果から提携出版社のデータベース、国税庁、国税不服審判所ホームページなど横断検索も可能。**TAINS は今回のバージョンアップで TAINS6.1 に進化しました。**新しくなった検索エンジンで、初めての方でも確実に目的の情報にたどり着けます。**ぜひTAINSにアクセスして信頼のデータベース TAINS をご活用ください。**



### ■ 新しいアルゴリズムで進化した検索エンジン

新しくなったフリーワード検索と TAINS キーワード検索を組み合わせたハイブリッド検索で、税理士が欲しい情報にたどり着けます。

### ■ 一度の検索で外部サイトと連携して情報を表示。

従来の検索に加え、一度の検索で提携出版社のデータベース、国税庁、国税不服審判所ホームページなどの情報を表示します。

### ■ 税理士視点の「要点」と「概要」で裁決・評決を読みやすく。

判決・裁決については、『本文』に加えて、裁判官視点でまとめた『概要』、税理士視点による『要点』を収録しています。

### ■ スマートフォンにも対応。

調査の現場、移動中の電車、打ち合わせ中でも、いつでもどこからでもご利用できます。

### ■ 退会者・お試し会員期間終了者の方はチャンスです。

今回のバージョンアップの特典として、退会者・お試し会員終了者にも再度お使い頂けます。

### ■ オンデマンドによるビデオ研修をTAINSで受講できます。

会員になると日税連研修システムと連携したビデオ研修が受けられます。





# 新時代も変わらない 助け合いの輪を

日本税理士共済会の

「災害見舞金」制度と「会務従事者見舞金支援」制度は、

加入者の皆様によって支えられています。

下記制度へのご加入を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

日本税理士共済会 理事長 江本 英仁  
(関東信越税理士会 会長)

税理士  
団体保障

団体介護保障

おしどり保障

個人年金

にちぜいきょうさい  
日本税理士共済会

〒141-0032 東京都品川区大崎1丁目11番8号 日本税理士会館5F

電話 03-5740-0321 FAX 03-5740-0323

e-mail jim@zeirishikyosai.com HP <http://www.zeirishikyosai.com>

日本税理士共済会は  
公益財団法人日本税務研究センターが運営する  
「日税研通信ゼミ」を支援しています

ウェブサイトは  
こちら

